

# 【個人】

## 浄化槽清掃業添付資料チェックリスト(個人)

申請書項目	名称	根拠法令	備考	チェック欄
	施設機材の概要	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類) ・浄化槽法施行規則11条1-1～3に基づく器具	清掃用器材の写真	
	スカムの処理方法	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類)	申請書に記入	
1	事業計画を記載した書類	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類)	任意の様式で可	
2個人	住民票	浄化槽法施行規則10条2-2	申請者本人分	
2法人	定款または寄付行為	浄化槽法施行規則10条2-1		—
2法人	登記事項証明書(登記簿謄本)	浄化槽法施行規則10条2-1		—
3個人	履歴書	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類)	申請者本人分	
3法人	役員名簿	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類)		—
3法人	役員全員の履歴書	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類)		—
4・6	知識技能を有する書類 (浄化槽清掃技術者講習会修了証)	・浄化槽法施行規則第10条2-4 ・浄化槽法施行規則第11条第4号 ・昭和60年9月27日厚生省生活衛生局環境部長通知5(2)(3) ・平成13年2月15日環境省大臣官房廃棄物リサイクル通知	(旧)第6条第4号 (新)第11条第4号	
5法人	浄化槽法第36条第2号イからニまでへからチまで非該当を記した書類(法定代理人役員、役員全員)	・浄化槽法第36条2-ヌ ・浄化槽法施行規則10条2-3		—
5個人	浄化槽法第36条第2号イからニまでへからチまで非該当を記した書類	・浄化槽法施行規則10条2-3	誓約書等	
7	事業の用に供する施設の所有権を有する又は借用に関する書類	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類)	資産証明or登記簿、賃借の場合は契約書写し	
8法人	貸借対照表	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類)		—
8法人	損益計算書	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類)		—
8法人	法人税納付額を証する書類 (納税証明税額が0円の場合申告書の写し)	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類)		—
8法人	法人住民税納付額を証する書類	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類)		—
8法人	法人県民税納付額を証する書類	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類)		—
9個人	資産に関する調査 (資産証明書等)	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類)	7と同じ	
9個人	所得税納付額を証する書類 (納税証明税額が0円の場合申告書の写し)	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類)	新規の場合は直前3年分	
9個人	住民税納付額を証する書類	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類)	新規の場合は直前3年分	
10	事業所の見取図	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類)	土地と建物及び駐車場等記載	
10	従業員名簿	・浄化槽法施行規則10条2-5(市長が必要と認める書類)		